

平成 30 年 2 月 23 日  
飯田市議会全員協議会  
資料No.2

平成 28 年度決算に基づく  
飯田市財務諸表  
(一般会計等)

長野県飯田市  
(総務部財政課)

## 目 次

### I 地方公会計制度の概要

- 1 基準モデルから統一的な基準による地方公会計制度へ・・・・・・・・・・1頁
- 2 基準モデルから統一的な基準への変更点・・・・・・・・・・2頁
- 3 指標の算出に使用している飯田市人口・・・・・・・・・・3頁
- 4 端数処理について・・・・・・・・・・3頁

### II 財務4表を見ます

- 1 貸借対照表を見ます・・・・・・・・・・4頁
- 2 行政コスト計算書を見ます・・・・・・・・・・5頁
- 3 純資産変動計算書を見ます・・・・・・・・・・6頁
- 4 資金収支計算書を見ます・・・・・・・・・・7頁
- 5 財務4表・・・・・・・・・・8頁

## I 地方公会計制度の概要

### 1 基準モデルから統一的な基準による地方公会計制度へ

現在の地方公共団体の予算・決算制度は、議会での議決を経た予算の適正・確実な執行を図る観点から、現金の授受を重視した現金主義会計が採用されています。予算に対する実際の収入・支出が決算であり、どのような事業にどのくらいの経費が発生したか明確にわかるため、公金の適正な出納管理、事業の管理や事業内容の検討がしやすいといったメリットがあります。しかし、将来にわたって負担しなければならない公債（借金）や、道路・公園・施設などの資産の状況を加味した行政運営に係るトータルコストを把握・分析することができないため、健全な財政運営に結び付けていくことが難しいという課題がありました。

そこで飯田市では、平成 20 年度決算から「発生主義・複式簿記」で行われる地方公会計制度「基準モデル」を導入し、財務諸表 4 表（以下「財務 4 表」という。）の作成に取り組み公表してきました。

貸借対照表 (BS)	純資産変動計算書 (NW)
その時点（年度末時点）での ① 資 産 ② 負 債 ③ 純資産 がわかります	純資産の ① 1 年間の増減 ② 増減の要因 がわかります
資金収支計算書 (CF)	行政コスト計算書 (PL)
お金を ① どのように集め ② 何に使ったのか がわかります	経常的な行政サービスに ① いくらコストがかかり ② その財源は何か がわかります。

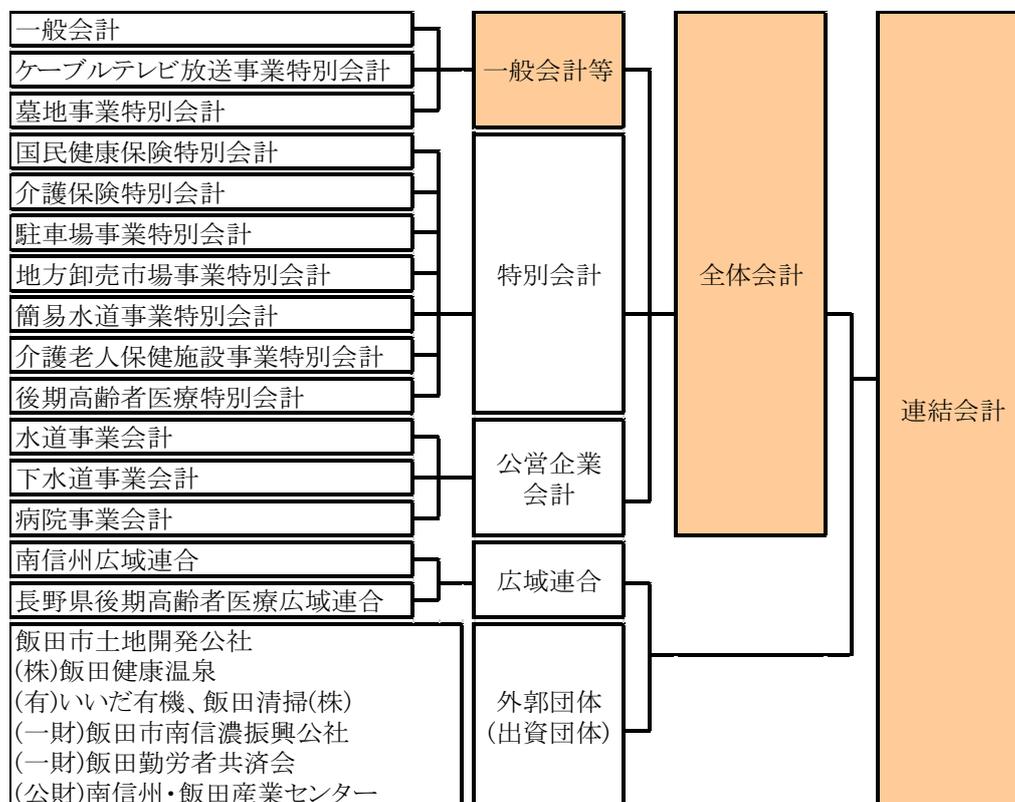
飯田市が導入した「基準モデル」や「総務省方式改訂モデル」等を地方公共団体が任意に選択し導入してきたことにより団体間での比較ができなかったため、総務省は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付け総財務第 14 号総務大臣通知）を通知し、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に全ての地方公共団体が同一基準で財務書類を作成することを要請しました。したがって、平成 28 年度決算から全ての地方公共団体が統一的な基準による財務諸表が作成され、今後は財務書類や財政指標等を用いた比較ができるようになります。

飯田市においても、今回（平成 28 年度決算）から「統一的な基準」により財務 4 表を作成しました。ここでは、飯田市の普通会計（一般会計、墓地事業特別会計及びケーブルテレビ放送事業特別会計）に相当する「一般会計等」について、財務 4 表を見ていきます。

## 2 基準モデルから統一的な基準への変更点

### (1) 財務4表の対象とする会計範囲

基準モデルから統一的な基準へ変更したことにより、  
普通会計⇒一般会計等、単体会計⇒全体会計 に名称が変更しました。  
なお、連結会計は変更ありません。



※下水道事業は、平成 28 年度から地方公営企業法を適用しています。

### (2) 貸借対照表

- 有形固定資産の評価方法を、再調達価額から原則として取得価額で評価する方法に変更  
なお、平成 27 年度以前の有形固定資産については、下表のとおり再評価を実施

資産分類	科目	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以降取得分
事業用資産	土地・建物・工作物	再調達価額	取得価額(不明分は再調達価額)
インフラ資産	土地	備忘価格1円	取得価額(不明分は再調達価額) ※寄附や不明分は備忘価額1円
	建物	再調達価額	取得価額
	工作物	再調達価額	取得価額

※事業用資産…インフラ資産及び物品以外の有形固定資産

※インフラ資産…道路、橋、河川、公園などの社会資本基盤

※再調達価額…対象物と同等のものを平成 27 年度末時点で再築または再取得した場合の額

※取得価額…実際に資産を取得するために要した額

- 償却資産の表示を直接法から間接法に変更

直接法…固定資産と減価償却累計額を相殺して表示する方法

間接法…固定資産と減価償却累計額を相殺せず、固定資産の取得価額と減価償却累計額をそれぞれに表示する方法

- 基準モデルの「非金融資産」「金融資産」は、「固定資産」「流動資産」に変更
- 基準モデルの「貸倒引当金」は、「徴収不能引当金」に変更
- リース物件を資産と負債に計上。リース資産は他の有形固定資産や無形固定資産と同様に減価償却計算を行い、リース債務はリース料の支払いに応じて減額

### (3) 行政コスト計算書

- 基準モデルで示していた「純行政コスト」は、「純経常行政コスト」に変更
- 「純経常行政コスト」に「臨時損失」と「臨時収益」を加えたものを、「純行政コスト」に変更

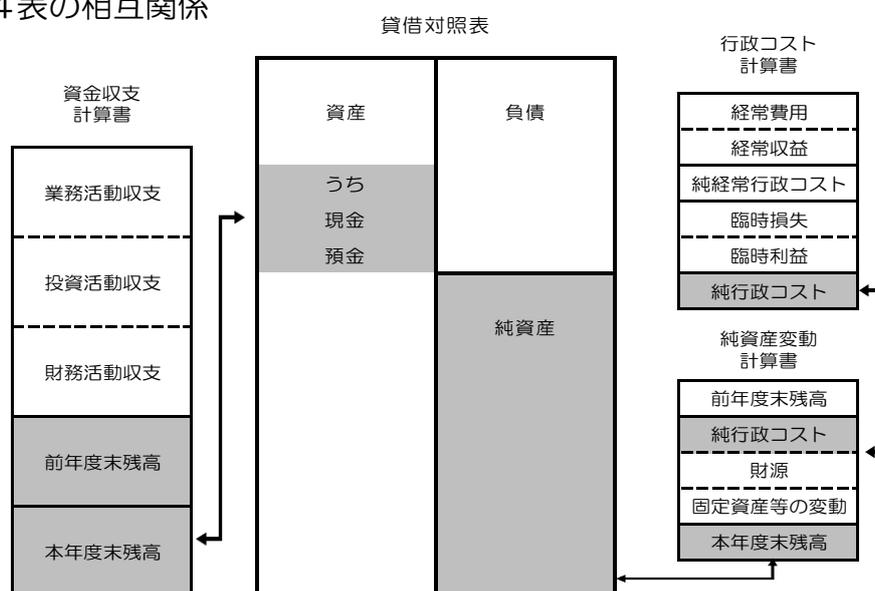
### (4) 純資産変動計算書

- 基準モデルでは、財源の変動、資産形成充当財源及びその他の純資産の動きを示したが、固定資産等形成分と余剰分（又は不足分）に変更
- 基準モデルで示していた「直接資本減耗」は、行政コスト計算書にあるインフラ資産の減価償却費に包含

### (5) 資金収支計算書

- 基準モデルの「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」は、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」に変更

### (6) 財務4表の相互関係



### 3 指標の算出に使用している飯田市人口

各年度3月末の外国人登録人口を含む住民基本台帳登録人口を用います。

	平成27年度	平成28年度
飯田市人口	103,712	103,042

### 4 端数処理について

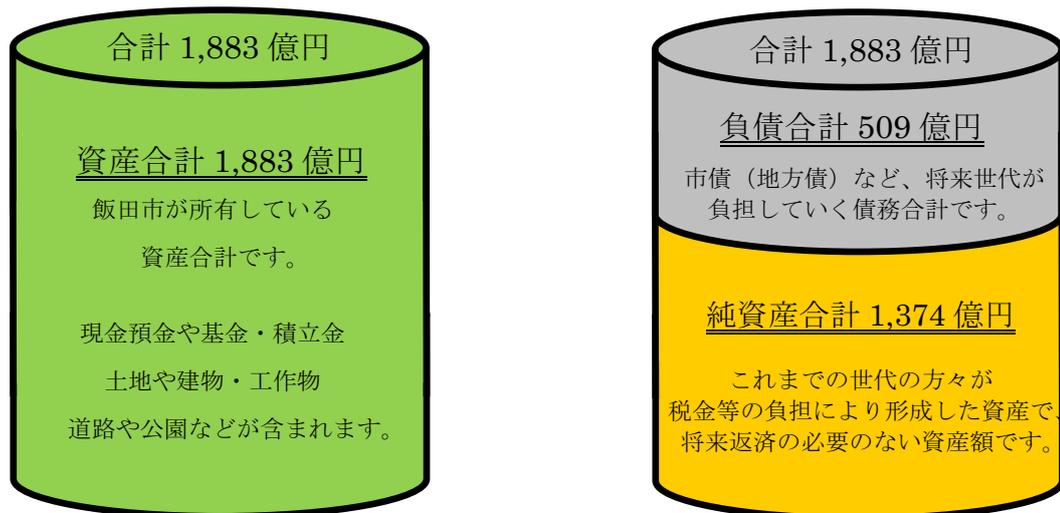
本資料の数値は、原則として四捨五入により端数処理しています。

## II 財務4表を見ます

### 1 貸借対照表を見ます (別紙「財務4表」① 参照)

資産は年度末の時点で保有する固定資産や流動資産（現金や基金）がどれくらいあるか、負債は将来返済が必要な市債（地方債）や引当金がどれくらいあるか、そして資産と負債の差し引き、すなわち負債の無い資産を純資産と表します。

なお、統一的な基準への移行に伴い、土地・建物の評価替え、インフラ資産の再評価、リース資産の追加登録等をした結果、資産が基準モデルと比較して115億円増加（B－A）しています。



資産の部の固定資産は、市役所本庁舎、上村自治振興センター、二ツ山団地の整備をはじめ企業会計への出資や基金の積立など増加要因がありますが、減価償却累計額の増に加え天龍峡温泉交流館等公共施設の解体・譲渡により大幅な減となりました。また、流動資産においても現金の減少（7頁「4 資金収支計算書」参照）や基金取崩等により減となり、資産全体では15億円の減となりました。

負債の部では、主に地方債の償還が進み12億円の減、純資産の部は行政コストの増加と資産の減少の影響により3億円の減となりました。

	H27基準モデル (A)	H27統一的な基準 (B) ※1	H28統一的な基準 (C)	前年との比較 (C) - (B)
資 産	1,783億円	1,898億円	1,883億円	△ 15億円
負 債	518億円	521億円	509億円	△ 12億円
純 資 産	1,265億円	1,377億円	1,374億円	△ 3億円
市民1人あたりの資産	172万円	183万円	183万円	± 0万円
市民1人あたりの負債	50万円	50万円	49万円	△ 1万円
市民1人あたりの 純資産残高	122万円	133万円	133万円	0万円
純資産比率 ※2	70.9%	72.5%	73.0%	0.5%

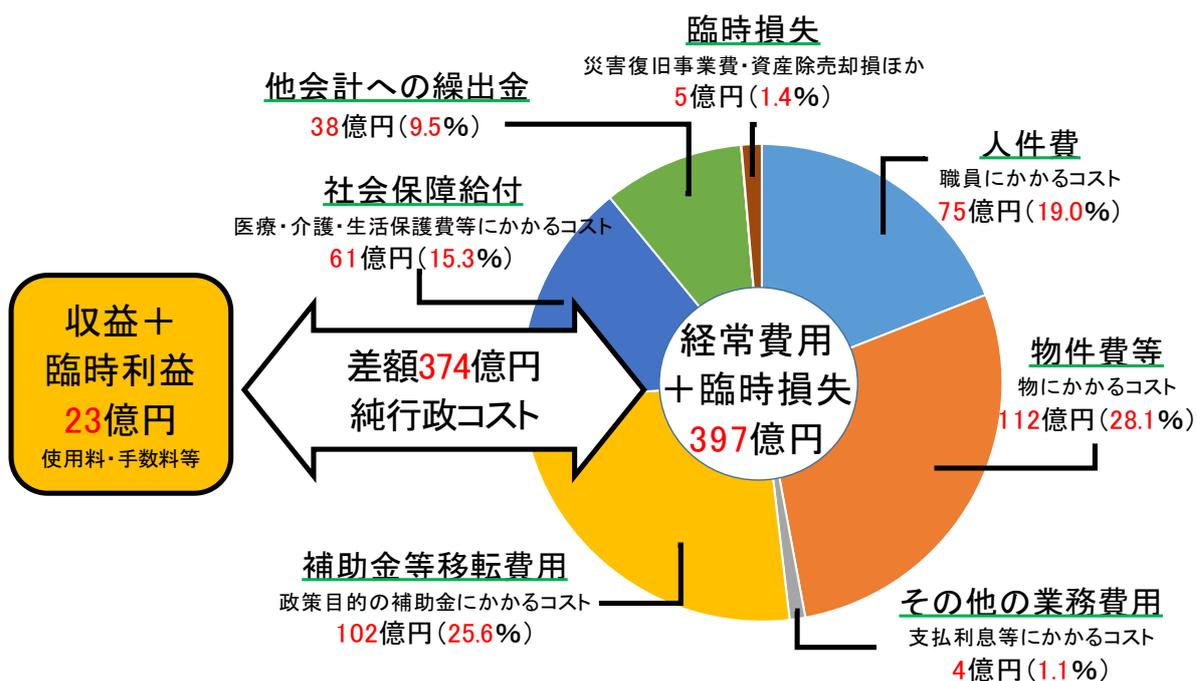
※1 統一的な基準導入後の貸借対照表において、1年間の増減を正確に示すには前年度数値を統一的な基準による数値に置き換える必要があるため、(B)を掲載しています。

※2 純資産比率とは、総資産に対する将来返済が不要な資産の割合を表します（純資産額／総資産額×100）

## 2 行政コスト計算書を見ます（別紙「財務4表」② 参照）

福祉活動や教育活動など経常的な行政サービスを行う上で必要な人件費や委託料、維持補修費などの経費と、その行政サービスを受けた方々が直接負担する使用料・手数料などの収入を対比させた財務書類で、収入には税収や市債、国県からの支出金等は計上していません。経常費用から経常収益を差し引いた金額を「純経常行政コスト」、純経常行政コストから臨時損失（固定資産の除却や売却に伴う損失）・臨時利益を増減させた金額が「純行政コスト」となります。

なお統一的な基準の導入により、インフラ資産の減価償却費を行政コスト計算書に計上することになったため、経常費用が大幅に増加しています。



経常費用は、統一的な基準の導入によって増加したインフラ資産に係る減価償却費の増や、臨時福祉給付金、南信州広域連合負担金等の増により、42億円の増となりました。

一方経常収益は、産業振興と人材育成の拠点整備事業に係る受託工事収入の増の影響から4億円の増となり、純経常行政コストは38億円の増となりました。

なお臨時損失については、保育園等施設の除却により5億円の損失が発生したため、純行政コストは43億円の増となりました。

	H27基準モデル (A)	H28統一的な基準 (B)	前年との比較 (B) - (A) ※
経常費用	350億円	392億円	42億円
経常収益	19億円	23億円	4億円
純経常行政コスト	331億円	369億円	38億円
臨時損失		5億円	5億円
臨時利益		0億円	0億円
純行政コスト	331億円	374億円	43億円

※ 「前年との比較 (B) - (A)」は、基準が変更になっているため参考値となります。

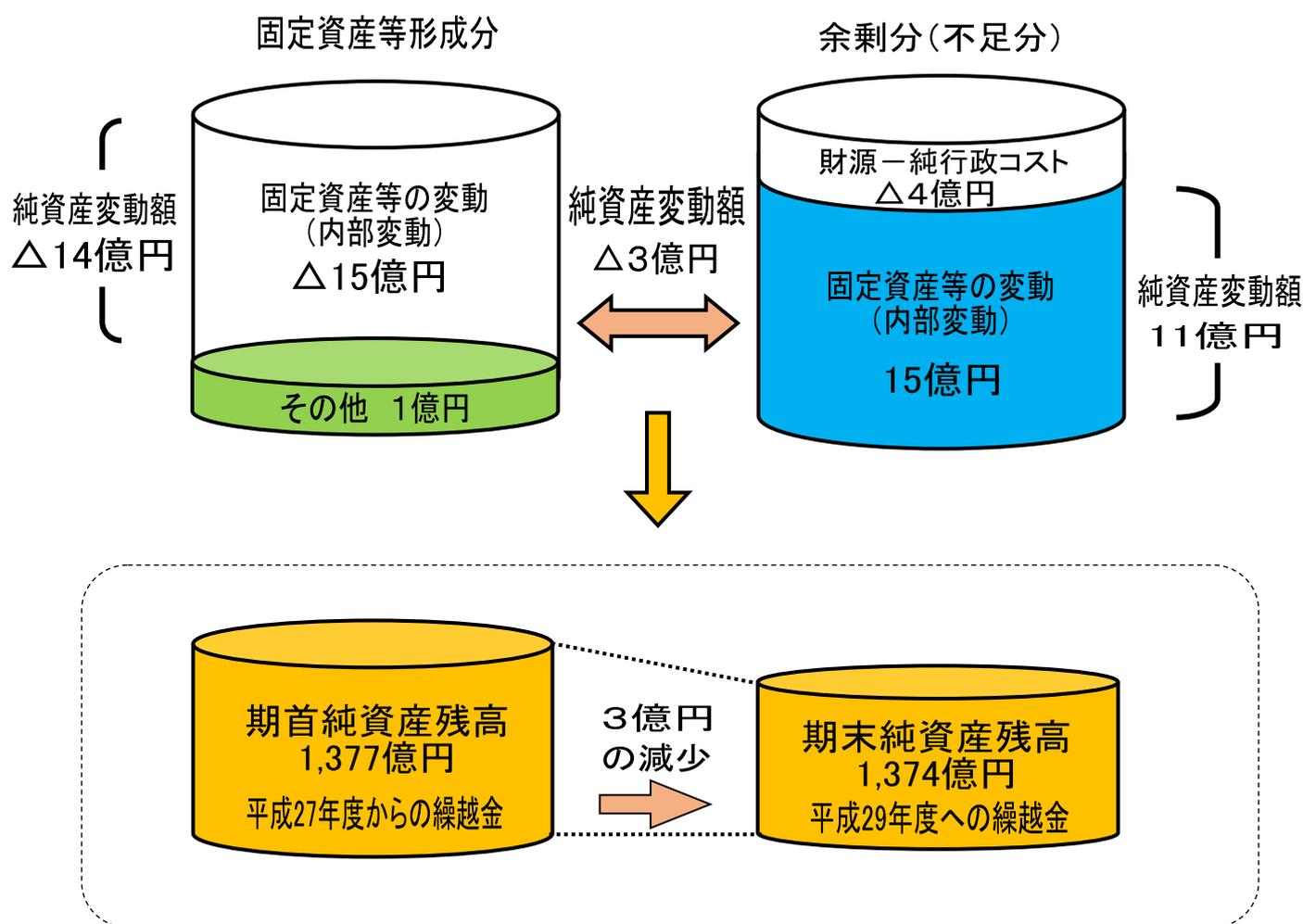
### 3 純資産変動計算書を見ます（別紙「財務4表」③ 参照）

貸借対照表の純資産（将来返済が不要な資産）が年度中にどのように増減したか、また増減にかかる財源をどのように集めたかを表す財務書類です。純資産の残高は、貸借対照表上、資産と負債の差額で算出します。

平成 28 年度の固定資産等形成分については、減価償却費や固定資産の除却等の内部変動により 15 億円減少し、土地開発基金で購入した土地の売却や絵画等の寄附により資産が 1 億円増加したことから 14 億円の減少となりました。

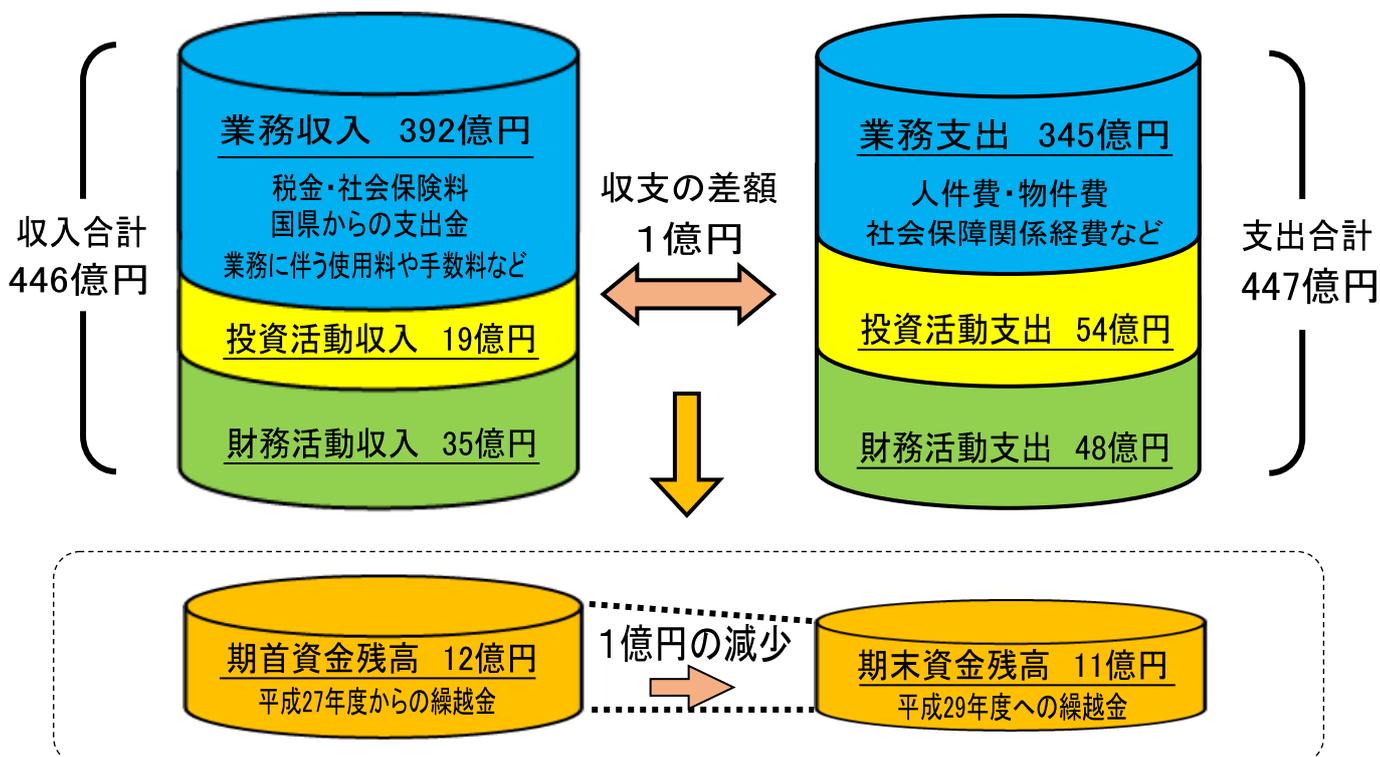
余剰分（不足分）については、税収や国県等補助金などの収入（財源）が 370 億円で純行政コストを賄いきれず 4 億円の不足となり、前述の内部変動により 15 億円増加したことから 11 億円の増加となりました。

その結果、本年度純資産変動額は 3 億円の減少となりました。



#### 4 資金収支計算書を見ます（別紙「財務4表」④ 参照）

1年間に現金がどのように動いたかを表します。資金の収入・支出を性質別（業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支）に区分することで、どのような活動に資金を充てているかが見えます。また、期首資金残高は平成27年度から繰り越してきた資金（繰越金）であり、1年間の収支と合算した額が期末資金残高として平成29年度へ繰り越す資金となります。



資金の収支差が1億円の減となり、平成29年度への繰越金は11億円となりました。

業務活動収支では、税収や国県等補助金収入が392億円あったのに対して、庁舎周辺整備や企業会計等への補助金、社会保障給付等の支出が345億円あり、収支は47億円となりました。

投資活動収支では、中小企業振興資金預託金回収金の14億円や基金取崩等により収入が19億円あったのに対して、同預託金や本庁舎をはじめとする各種公共施設の整備費等の支出が54億円あり、収支はマイナス35億円となりました。

財務活動収支は、主に地方債の借入と償還の差額により、マイナス13億円となりました。

#### 資金収支計算書の前年度比較

	H27年度 基準モデル (A)	H28統一的な基準 (B)	前年との比較 (B) - (A)
収入合計	450億円	446億円	△ 4億円
支出合計	449億円	447億円	△ 2億円
収支の差額	1億円	△ 1億円	△ 2億円